

福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領の一部改正の概要  
(平成27・28年度)

**1 特別項目点数 【第7条関係】**

特別項目点数の算定項目について、次のとおり改正する。

改正項目	改正後	現 行
技術力 (4)施工能力	ア 技術職員数 (1 級技術職員 (監理) ×6+1 級技術職員×5+2 級技術職員数×2+登録基幹技能者×3) ×1/500  イ 30 歳未満の技術者の人数 最大 <u>3%</u> ウ 機械・運搬具の資産価額 最大 <u>4%</u>	ア 技術職員数 (1 級技術職員 (監理) ×6+1 級技術職員×5+2 級技術職員数×2+登録基幹技能者×3+ <u>その他技術職員数×1</u> ) ×1/500  イ 30 歳未満の技術者の人数 最大 <u>2%</u> ウ 機械・運搬具の資産価額 最大 <u>3%</u>
経営力 (6)経営基盤強化	会社合併  5年以内 5%	会社合併  <u>3年以内 10%</u> 5年以内 5%
社会性 (10)雇用	障害者雇用報奨金の受給 1% 常時雇用の建設業従事者数 最大 <u>3%</u>	障害者雇用報奨金の受給 1%

※ 格付け基準点については、変更なし。

**2 格付けの変更 【第10条関係】**

土木一式工事および建築一式工事のA～C等級の格付け要件に、技術者の人数を追加したことに伴い、資格者名簿の有効期間中に技術者数の増減があった場合の取扱いを定める。

**【格付け変更ルール】**

定期申請の翌年度の10月1日を審査基準日として、同日前1年以内に終了する事業年度の決算日を基準とする経営事項審査の結果通知書の記載に基づき、定期申請の翌年度の5月1日に一斉に格付けの変更を行う。

